平成２９年

第9回 農業委員会総会（月例会）議案

平成２９年１１月７日

前橋市農業委員会

平成２９年　第９回 農業委員会総会　議 事 録

・開会日時　　平成２９年１１月７日　　午後１時３０分
・閉会日時　　平成２９年１１月７日　　午後３時１０分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（21名）

２番　市花　宏之	３番　矢端　晴美	４番　奥野　和子	５番　松島　敏男
６番　大島　俊典	７番　田島　悦夫	８番　星野　和幸	９番　小堀　清
１０番　木村　謙	１１番　関根　由彦	１２番　澁澤　聖一	１３番　坂庭　常男
１４番　北爪　きよ子	１５番　青木　朱美	１６番　井上　隆	１７番　萩原　秀治郎
１８番　深町　冨士雄	１９番　岡田　重雄	２１番　石村　利夫	２３番　関口　喜弘
２４番　堀越　恒弘			

・欠席委員（３名）
　１番　下田　将文　　２０番　須田　一男　　２２番　江原　弘
・事務局出席者

事務局長　吉井　一夫	補佐　篠崎　誠	補佐　齋藤　孝朗	副主幹　深澤　直純
副主幹　高山　幸治	主任　篠崎　菜穂子	主任　冨澤　和則	

・付議事件
　（１）議案第２７号　　農地法第３条の規定による許可申請について
　（２）議案第２８号　　農地法第４条の規定による許可申請について
　（３）議案第２９号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
　（４）議案第３０号　　農地法第５条の規定による許可申請について
　（５）議案第３１号　　公売農地の買受適格証明願について（耕作目的）
　（６）議案第３２号　　農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
・協議事項
　（１）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
　（２）農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について
・報告事項
　（１）農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
　（２）農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
　（３）農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
　（４）現況証明交付状況について
　（５）農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について
　（６）農地利用意向調査について
　（７）農地中間管理事業と機構関連事業について

吉井局長　それでは、お揃いになりましたので、これより平成２９年第９回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、１番　下田　将文委員、２０番　須田　一男委員、２２番　江原　弘委員の３名であります。従いまして在任委員２４名中、２１名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長　◇（挨　拶）

吉井局長　会議規則第５条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２９年第９回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。１１番　関根　由彦委員、１２番　澁澤　聖一委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第２７号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から２１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
なお整理番号１番から２１番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１８番委員　整理番号２１番、新規就農者ですか。

深澤副主幹　新規就農者ではありません。

議　長　整理番号８から１９番、適格法人が土地改良前に取得するのですか。

深澤副主幹　はい、土地改良前に取得し、集約します。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から２１番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、第２７号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から２１番までを許可とすることに決定いたします。
次に、議案第２８号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から８番までの審議をお願いします。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）
なお、整理番号１番から８番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１８番委員　整理番号８番、分かれている南側の延長申請ですが、東側はどうなっていますか。

冨澤主任　東側はすでに延長になっています。

１８番委員　全部延長になったのですか。

齋藤補佐　西側はこれからです。

１８番委員　西側の利用状況は。

齋藤補佐　最初麦を次にトウモロコシを作っていました。その後は確認しておりませんが、２月に報告があります。今回の申請地には全面にフキが作られています。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から８番までを許可とすることに賛成の方の挙手をもとめます。
◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第２８号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から８番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第２９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から３番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

９番委員　　整理番号３、建売分譲を簡単に承継者・目的変更できるのですか。

齋藤補佐　　計画変更を出していただき、新たな目的が転用基準を満たしていれば承認になりえます。

９番委員　　承認を満たす基準はなんですか。

齋藤補佐　　この案件については、調整区域ですので土地分譲は出来ないエリア、当初建売分譲での申請でしたが、建てられず、個人の一般住宅でしたら例外規定がありますので募りましたら買手が見つかり、新たに申請されました。

高山副主幹　　当初２棟の計画、1棟は実現いたしましたが、もう１棟につきましては建てることができず、しばらく更地になっていましたが、買手がつき一般住宅で計画変更が出されました。

議　長　　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から３番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第２９号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番から３番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第３０号・農地法第５条の規定による許可申請について審議をお願いします。初めに、整理番号８番については、申請関係者に関口委員が該当しますので関口委員の退室をお願いします。

それでは、整理番号８番について事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号８番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号８番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第３０号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号８番を許可とすることに決定いたします。

それでは、関口委員の入室を許可とします。

次に、整理番号１番から７番、整理番号９番から５４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号１番、書類不備のため３回目の保留、次回書類整わない場合は取下げ予定。　整理番号２２番、旧小作契約を解除できてないため保留、当人同士が死亡のため時間がかるようでしたら来月取下予定。なお整理番号２番から７番、９番から２１番、２３番から５４番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議　長　　なお、整理番号１５番、４０番、４２番については、現地・面接調査を実施していますのでの、調査班長の報告をお願いします。

１３番委員　　現地案内図５条の１５をご覧下さい。申請地は上毛電鉄北原駅から南東へ約50mに位置

（４班班長）　し、周辺を住宅に囲まれた第３種農地です。面接には譲渡人のご夫婦と譲受人の代表者および担当者の計４名で来られました。既存の太陽光施設はないが売電単価36円で東電との契約も済んでいるとの事です。申請施設は265Wのパネルを1,600枚使用し424kwの発電量、年間売電11,210千円、施設設置費回収は9年から10年を見込んでいます。太陽光発電施設メーカーは、カナディアンソーラー。接続制限、接続負担金はないとのことです。設置後の管理及び被害防除については、砕石を敷き、草刈及び除草剤で年4回くらい処置をします。雨水は自然浸透、周辺には1mのフェンスを設置します。反射光は角度を押さえ、被害は無いとの事です。調査班としては被害防除対策がとられていることや必要性が認められ事から許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の４０をご覧下さい。申請地は市立桃瀬小学校から南へ約250mに位置し、周囲を住宅等に囲まれ、市街化区域に隣接した第３種農地です。面接には申請法人代表と行政書士の２名が来られました。申請法人は有料老人ホーム・老人デイサービスセンターを経営、２施設合計72室、職員40名から50名、月売上15,000千円です。申請地の北に有料老人ホーム・老人デイサービスセンター建設に伴う職員・来客等の露天駐車場としての申請です。土地等埋立てが1,000㎡以上の場合は市条例により許可が必要となること、また申請時より地目変更後に土地分譲を行なう計画となっていた場合は虚偽の申請となり、農地法違反となり罰金が科せられる事を伝えました。調査班としては必要が認められることや被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の４２をご覧下さい。申請地は二之宮小学校から西へ50mに位置し、周囲は、北側と東側は市道を挟んで住宅、南側は雑種地、西側は農地と住宅で第３種農地です。面接には理事長と行政書士が来られました。申請法人は保育園と学童ｸﾗﾌﾞを経営しています。申請法人の町内は近年子供が増え毎年20名の定員増を申請、既存の施設は保育園が170名、学童ｸﾗﾌﾞが100名いるとのことです。幼保連携認定こども園・放課後児童ｸﾗﾌﾞの施設の建設が必要不可欠になり既存の保育園・幼稚園等の隣接なので本許可申請を提出したとのことです。土地等の埋立てが1,000㎡以上の場合は市条例により許可が必要となること、また、申請時より、地目変更後に土地分譲を行う計画となっていた場合は、虚偽の申請となり、農地法違反となり罰金が科せられる事を伝えました。調査班としては、利用計画は妥当性があり、被害防除対策がとられている事から許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１８番委員　整理番号４番、是正始末書とありますが売買によって、所有者に課せられたのですよね。

冨澤主任　はい、現在の所有者に対してです。

１８番委員　整理番号３２番、こちらも同様ですか。

高山副主幹　はいそうです。

議　長　その他ご意見等ございませんか。

整理番号２４番、初めての方もいますので、農家住宅と一般住宅の違いの説明をお願いします。

高山副主幹　面積の目安は一般ですと500㎡、農家住宅ですと1,000㎡です。

議　長　その他ご意見等ございませんか、なければ採決したいと思います。整理番号１番、２２番を保留とし、整理番号２番から７番、整理番号９番から２１番、整理番号２３番から５４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３０号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番、２２番を保留とし、整理番号２番から７番、整理番号９番から２１番、整理番号２３番から５４番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第３１号・公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号１番から４番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積を朗読、説明）

なお、整理番号１番から４番の願い出については、耕作目的で、農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしており、適格相当であることをご報告いたします。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から４番までを適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３１号・公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号１番から４番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事業を付けさせていただきます。

次に、議案第３２号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任　◇（土地の現況、受けた土地の利用目的、筆数、面積、関係農家数を説明：農業振興係）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第３２号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定といたします。

次に、協議事項（１）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を２０年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。つきましては、今回調査対象者１１名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。現地確認は全６５筆を１０月５日、６日の二日間実施いたしました。結果、整理番号１番から３番については全筆農地として利用されています。整理番号４番については、３筆の内２筆は農地として利用、１筆については農地として利用されているが、一部畜舎・堆肥舎。整理番号５番から１１番、全筆農地として利用されていることを確認いたしました。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議　長　整理番号４番、１筆の一部畜舎・堆肥舎の面積はどのくらいですか。

深澤副主幹　１筆の面積5,373㎡の内約2,000㎡です。

議　長　その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に

係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議事項（１）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に、協議事項（２）農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎補佐　◇（資料説明：農業振興係）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

１８番委員　農地に利用集積目標、新規といわれていますが、継続では駄目ですか。

篠崎補佐　再設定も当然ありますが、加えて、新たに認定農業者・農事組合法人等に農地を集積し効率的な農業にしていただく。

１８番委員　集積率が低いようですが、中間管理事業への数値ですか。

篠崎補佐　中間管理事業を多くの方に利用して頂きたいと思いますが、中間管理事業以外も含みました数値です。

１８番委員　（担い手への農地利用集積目標）地域ごとの集積率を出してください。

篠崎補佐　ただ今の意見の様に地域ごとの集積率出し、それを持って地区の情報会議に伺い、話を頂ければと思います。

議　長　遊休農地面積について、平成29年11月・553haですが平成28・27はどのくらいですか。

篠崎補佐　H27・430ha（作付けをしてないと遊休）、 H28年・241ha（管理されていれば遊休ではない）。

議　長　活動計画はどの様になっていましたか。

篠崎補佐　H29年度、遊休農地の解消目標10ha・担い手の新規集積目標125haで実際には101ha。

９番委員　担い手、法人に集約との事ですが、収益があがらない。改善できる方法を考えては。

１８番委員　地域として農地を守るのが役目と思っている法人もいます。人手不足などの場合、合併などを考える必要がありますが。

議　長　方針の作成はいつまでですか。

篠崎補佐　最終的に来月２月の総会で決定します。

９番委員　地域の問題説明。

議　長　２月まで地域ごと・個々に協議をして進めていただければとおもいます。

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、第１地区から第７地区の各地区の農業委員さん、推進委員さんの意見を聴いて、指針を作成することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、協議事項（２）農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、第１地区から第７地区の各地区の農業委員さん、推進委員さんの意見を聴いて、指針を作成することに決定とします。

次に、３４ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	１０件
○法第５条の届出書の受理状況	３２件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	３２件
○現況証明交付状況	２件

報告事項（５）は、１０月総会において許可とした法第４条、第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありまし

議　長　たので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（部会閉会午後３時１０分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年１１月７日

議　長

署名人

署名人